平成２８年（フ）第１６２９号
大阪市淀川区十三元今里１丁目４番６号　イマセイハイツ306号
債務者　明田　　稔
1　決定年月日時　平成28年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１６３３号
大阪市平野区喜連西５丁目２番22―904号
債務者　細井　龍信
1　決定年月日時　平成28年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１６４７号
大阪府東大阪市下六万寺町３丁目８番34号
債務者　坂本　敏明
1　決定年月日時　平成28年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１６９５号
大阪府守口市寺内町２丁目10番12―404号、前住所大阪府門真市大倉町24番27号
債務者　崎　　裕子
1　決定年月日時　平成28年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１６９６号
大阪市生野区新今里５丁目５番４号　メディアムコーポ今里403
債務者　高橋治市こと　高橋　治市
1　決定年月日時　平成28年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１１号
沖縄県宮古島市平良字西仲宗根568番地11　ひまわりマンションＡ302
債務者　鈴木　正美
1　決定年月日時　平成28年４月27日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月17日まで
那覇地方裁判所平良支部

平成２８年（フ）第３１３号
埼玉県北本市本町５丁目189番地３　トラッド伊藤201、旧住所埼玉県北本市石戸宿４丁目34番地68
債務者　佐藤　佳枝（旧姓赤松）
1　決定年月日時　平成28年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月20日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第３４０号
埼玉県蕨市塚越５丁目40番９号　ハルモニア302号
債務者　石井　伸幸
1　決定年月日時　平成28年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月20日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第３８５号
埼玉県戸田市下前１丁目２番８号　セドルハイム戸田公園103号室
債務者　塚本　隆雄
1　決定年月日時　平成28年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月20日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第６７号
岡山県倉敷市上東309番地４　アミール津島Ⅰ―106
債務者　田坂　　宏
1　決定年月日時　平成28年４月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月20日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２８年（フ）第７９号
高知市針木東町26番43―1202号
債務者　吉村　博志
1　決定年月日時　平成28年４月27日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月20日まで
高知地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第４８１号
札幌市北区太平２条４丁目５番10号　ジョイフル太平205号
債務者　陶山　高史
1　決定年月日時　平成28年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月21日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第４９３号
札幌市白石区東札幌５条２丁目２番16号　メイプルタウン203号
債務者　成田かすみ（旧姓村上・小川）
1　決定年月日時　平成28年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月21日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第５１６号
北海道江別市中央町36番地の７　Ｒｉｎ2006―２Ｆ―Ｄ
債務者　兼崎　隆之
1　決定年月日時　平成28年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月21日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第５３２号
札幌市白石区菊水２条１丁目８番７―307号
債務者　遠島　　裕
1　決定年月日時　平成28年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月21日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第５６４号
札幌市西区発寒３条３丁目５番７―402号
債務者　新井田恵美
1　決定年月日時　平成28年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月21日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第６２０号
札幌市豊平区中の島１条１丁目６番５―410号
債務者　松本真奈美
1　決定年月日時　平成28年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月21日まで
札幌地方裁判所民事第４部